

# 平成 25 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 平成 25 年 6 月 25 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸満市役所 3-C 会議室

## 【出席委員】

|           |           |           |            |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 会長 金城正春   | 代理 眞栄里保   | 1 番 伊保智栄美 | 2 番 宮里良淳   |
| 3 番 上原英正  | 4 番 大城正幸  | 5 番 山城 学  | 6 番 具志堅繁光  |
| 7 番 稲福ツヤ子 | 8 番 大城茂治  | 9 番 上原和雄  | 10 番 大城仁輝  |
|           | 12 番 金城哲男 | 13 番 賀数宏  | 14 番 伊敷 幸栄 |
| 15 番 金城 勲 | 16 番 仲西栄二 | 17 番 玉城盛雄 | 18 番 新垣芳隆  |
| 19 番 大城竹信 | 20 番 国吉真昭 | 21 番 大保新幸 |            |

## 【欠席委員】

11 番 亀甲康榮

## 【職務のために出席した職員】

伊敷忠 新垣康德 国吉孝

## 【議事録署名人】

20 番 国吉真昭 21 番 大保新幸

## 【議事日程】

日程第 1 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 2 議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 29 号 買受適格証明願いについて  
日程第 5 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

## 事務局

みなさんこんにちは。今日は 11 番の亀甲委員から欠席の連絡がありました。欠席者は 1 人でその他は全員出席ということで総会は成立といたします。それでは会長の方から宜しくお願いします。

## 会長

みなさん、こんにちは。連日の猛暑が続いておりますが、恵みの雨がほしいなと思う今日この頃でございます。台風 4 号もなんなくと通り過ぎまして今年は大きな災害のない年になるようお願いばかりでございます。5 月 20 日には県の常任会議がございまして糸満市からは全部で 7 県の案件がありましたが、全部議案通り決定しております。それから、最近中北部では太陽光発電の申請が非常に多くなっているようです。今後はこの太陽光発電の申請も南部地区でだんだん増えてくるのかなと思います。それから 5 月 27 日には農業者年金の特別研修会がありました。これは農協も一緒に推進をしております、糸満支店は組合課が担当です。今回は女性農業委員の伊保委員と稲福委員も参加しました。今回は事務手続き等の問題がありまして目標は達成できていないのですが、この反省を活かして農業者年金の推進活動を皆さんにも協力してもらいながら頑張っていきたいなと思うところがございますので、どうかご協力の方宜しくお願いします。それから、山城学委員が県の経営管理委員会の副会長に就任されたということでございます。お互い農業委員として連携をとりながら農業振興発展の為にまた一つ頑張っていきましょう。それでは総会を進めてまいりたいと思います。本日の議事録署名人、20 番国吉真昭委員、21 番大保新幸委員、次回調査委員は 19 番大城竹信委員、20 番国吉真昭委員、2 番大保新幸委員となっておりますので宜しくお願いします。本日の議事日程、日程第 1 議案第 26 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 2 議案第 27 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 3 議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 4 議案第 29 号買受適格証明願いについて、日程第 5 議案第 30 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、となっております。それでは議案第 26 号から事務局の説明を宜しくお願いします。

## 事務局

はい。それでは議案書に沿ってご説明してまいりたいと思います。2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条にかかる許可申請についてです。18 件ございます。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい。それでは事務局からの説明がおわりましたので委員の皆さんのご意見ご質問等があれば宜しくお願いします。

委員

はい。14 番についてですが、白地でも売買はできるのですか。

事務局

はい。可能です。斡旋ではないですので可能です。

委員

斡旋の場合、白地ではできないですね。

事務局

はい。斡旋の場合、白地はできません。

委員

分かりました。ありがとうございました。

会長

他になにかございませんか。ないようであれば議案第 26 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは議案第 27 号につきまして事務局の方から説明を宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは 7 ページをお開き下さい。議案 27 号については、農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請です。それでは説明致します。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

それでは、本日の調査員の方のご意見、状況説明をお願いします。

委員

はい。こんにちは。本日は 16 番 仲西栄二、17 番 玉城盛雄、18 番 新垣芳隆の 3 名で現場調査に行ってきました。

9 ページ航空写真をご覧下さい。バイパスが開通していますが、この航空写真が古い  
ため、開通していない写真になっています。申請地の左側は県営真栄里団地になってい  
ます。入り口の方にも色んな建物も建っていて、3 名の意見としては、問題ないと判断  
しております。委員の皆さんのご審議宜しくをお願いします。

会長

はい。お疲れ様でした。委員の皆さんのご意見等ありましたら宜しくをお願いします。  
何かございませんか。ないようであれば議案第 27 号につきましては議案通り決定して  
よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

はい。ありがとうございます。それでは議案第 28 号に進みたいと思います。事務局の方説明からお願いします。

事務局

11 ページをお開き下さい。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

それでは、本日の調査員の方のご意見、状況説明をお願いします。

委員

15 ページをお開きください。1 番は、親子関係であり分家住宅で、場所も 7 号線が近く、どんどん家が建ち始めているような場所なので住宅建設に問題ないと思います。2 番は、17 ページをお開きください。与座の前原ですが、周囲も住宅地に囲まれていて、住宅建築は問題ないと判断しました。

3 番、19 ページをお開きください。隣に住宅があり問題ないと判断しました。

4 番は、21 ページをお開きください。塀に囲まれていて、太陽光発電設置に関しては問題ないという意見でまとまりました。

5 番は、23 ページをお開きください。住宅の近くであり、太陽光発電設置には問題ないという意見でまとまりました。

6、7、8、9 番は、同じ敷地内の分筆になっています。周りは住宅地になっていますので、問題ないと思います。

10 番ですが、33 ページの航空写真をご覧ください。ここは土地改良の地域の枠がありますが、宅地申請ができるような地域になっています。譲渡人と譲受人も親子関係なので、申請は問題ないという意見でまとまりました。

次に、11 番ですが、35 ページの航空写真をご覧ください。こちらは、以前は自動車を販売していましたが、自動車置き場にするということで、3 人の意見としては問題ないという意見でまとまりました。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長

はい。ご苦労様でした。委員の皆さんのご意見等ありましたら宜しくお願いします。

委員

2 番についてですが、原則として宅地は 150 坪(500 m<sup>2</sup>)までですが、175 坪(580 m<sup>2</sup>)ありますが、これはどうなっていますか。

事務局

80 m<sup>2</sup>の極小の土地しか残らないので、残っても使い物にならないため、500 m<sup>2</sup>以上でも例外として認められています。

委員

オーバーした範囲は、誰が認めるのですか。制限はあるのですか。

事務局

運用上、750 m<sup>2</sup>くらいまでは様々な事を考慮して認めることになっています。

委員

わかりました。

委員

太陽光発電についてですが、パネルを置くだけですか。

事務局

はい。土台の上にパネルを置くだけです。

委員

10 番についてですが、第 3 種農地とありますが大丈夫でしょうか。

事務局

非農用地として、土地改良されています。住宅区域として整備されています。非農用地は、第 3 種農地になります。32 ページの地番が入っている区画内は、非農用地になっています。

委員

太陽光の設置場所ですが、地目としては宅地になるのですが？

事務局

設置してしばらくすると、雑種地になります。宅地にはなりません。

委員

太陽光発電の件ですが、第 1 種農地には設置できますか。

事務局

第 1 種農地でも設置は可能ですが、第 1 種農地の場合は、高い支柱を建て、太陽光パネルを設置し、その下は農業を行えば可能です。それに許可に関しては、一時転用になり、期間は 3 年であります。継続する場合は、再度の申請を行う必要があります。

委員

1 m<sup>2</sup>当たり、経費はどのくらい分かかりますか。

事務局

1 筆(500 m<sup>2</sup>)で約 1,000 万円くらいだと聞いています。

委員

農業新聞などの情報からすると、1 種農地に設置した場合、3 年で更新するということですが。県内で導入した地域の情報などがありますか。

事務局

今のところ情報がありません。

委員

わかりました。

委員

太陽光発電の件ですが、周辺に住宅地が近くにある場合、地主や自治会への許認可は必要でしょうか。

事務局

開発行為の不要届けが出されているから、いらないということです。

委員

わかりました。

委員

35 ページについてですが、ずっとほったらかしの土地で、ずっと駐車場として使われていませんか。

委員(調査員)

ここには、新しい道路ができて、地形上通常の畑ができる状態じゃないですよ。

事務局

この辺は、条件的に見過されてきたものです。

委員

わかりました。



我々、農業委員もきちんと確認していきましょう。組織的に問われる問題です。

会長

他にありますか。それでは、28 号につきましては、提案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは次、議案 29 号に進みたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。36 ページをお開き下さい。買受適格証明願についてです。それでは説明致します。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい。この件について委員の皆さんご意見、ご質問等はございますか。では、議案 29 号につきましては、議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。では次に進みます。議案第 30 号、事務局説明をお願いします。

事務局

はい。38 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。それでは説明致します。

議案書を読み上げて説明（内容省略）

会長

はい。この件について委員の皆さんご意見、ご質問等よろしくお願いします。

委員

確認ですが、48 歳の新規就農ということで、年齢制限は大丈夫ですか。

事務局

いくつか補助事業があり、年齢制限のない補助事業もあります。45 歳までの事業は、経営中心とした 150 万円の 5 年間のプランです。（新規就農支援事業）

委員

新規就農が増えていて喜ばしいことですが、新しい年度に入ってから新規就農の数は把握していますか。

事務局

今は、把握していないため、次の総会までに数字を報告したいと思います。管轄は農政課になります。

会長

他にございませんか。ないようであれば、議案第 30 号につきましては、議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。それではこれもちまして本日の総会日程を終了したいと思います。皆さん、お疲れ様でした。

議事録署名人

20 番 国吉真昭

21 番 大保新幸